自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

１　貸付場所及び貸付面積

【施設名】しまね海洋館

【所在地】浜田市久代町 1117 番地 2

物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品
			幅	奥行	回収箱面積	
1	1 階更衣室前廊下	2.00 ㎡	1.20m	1.00m	0.80 ㎡	飲料(缶、PET 等)、カップ麺、パン・軽食、菓子類

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

※飲料自販機に隣接して一体運用される軽食専用ラック等がある場合は、それを含めて１台分とみなす。

２　貸付期間

令和８年１２月１日から令和１２年３月３１日まで（更新はしない。）

３　販売商品の種類等

（１）種類　缶・ペットボトル入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）、カップ麺等のインスタント食品、パン・軽食、菓子類とする。

（２）価格　標準販売価格（定価）以下とする。

４　設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

（１）大きさ及びデザイン

①大きさ　幅・奥行は放熱余地及び転倒防止用具等を含め、上記「１　貸付場所及び貸付面積」で記載する寸法に収まる長さとし、高さはおおよそ 2000 ㎜以内とする。

②デザイン等　周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

③その他、別記のとおり

（２）環境対策

①省エネ

可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「ＬＥＤ照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

②ノンフロン

可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

（３）安全対策

①転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機－据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守し、転倒防止措置を講じること。

②食品衛生

衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、

商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

（４）自動販売機の設置及び管理運営

①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。

②自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。

④自動販売機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、設置事業者の責任で回収・処分すること。

また、空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）などの関係法令に基づいて適切に処理すること。

⑤設置事業者は、商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、県（指定管理施設にあっては指定管理者）の指示に従うこと。

⑥施設の特徴に応じて、災害・緊急時対応としてのフリーベンド機能（災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供）、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。

⑦**【指定管理施設で特記仕様を定める場合】**

このほか、別記に掲げる事項について遵守するとともに、公募への申込みに先立ち、別記に掲げる事項を含む自動販売機の管理運営について、自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨を証明する書面を指定管理者から受領すること。(応募の必要書類となる。)

５　貸付料

最高額の申込み価格とする。（消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額）

ただし、令和８年度については、採用された見積額（年額・税抜き）に１２分の４を乗じて得た額（１円未満は切り捨てる）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって当該年度の貸付期間中の貸付料とし、令和９年度から令和１２年度までにおいては、採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、各年度毎の年額貸付料とする。

６　電気料等

電気使用料

電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき別掲の算定基準により算定した額とする。ただし、県が必要と認める場合には、子メーターにより計測した使用量に基づき、県が定めた行政財産の使用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とすることができる。

７　費用負担

（１）自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

（２）電気使用量、水道使用量を計測するための子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては県の指示に従うものとする。

８　貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して県の確認を受けなければならない。

９　自動販売機設置に伴う事故

自動販売機の設置に伴う事故により第三者に損害を及ぼした場合は、設置事業者がその責を負う。

10　商品等の盗難及び破損

（１）貸付場所において商品及び自動販売機の盗難又は破損などの損害が発生した場合、県はその責を負わない。

（２）設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11　販売実績の報告

設置した自動販売機の年間販売実績（本数等）について、所定の様式により毎年度４月末日までに県に報告すること。

12　その他

設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

（別掲）

【１月当たり電気使用料】

（定格消費電力[kw]＋電熱装置定格消費電力[kw]）×0.25×365 日×24 時間
×電気料金単価÷12 月（１円未満切り捨て）

※ 電気料金単価は、電力会社の料金単価表に基づき、毎年度県が定める。
（R8.１０月現在の算定単価は、２１．０円）

【別記】　　県立しまね海洋館・特記仕様

来館者へのサービス水準を確保するため、下記項目について指定管理者と事前に協議を行うこと。

１．清掃及び欠品の点検・補充頻度
（１）繁忙期（ＧＷ・お盆期間等※）　　１日３回（朝・昼・夕）※指定管理者が示す期間
（２）多忙期（7/20～8/31　お盆除く）　１日２回（朝・夕）
（３）通常期（上記の期間以外）　　１日１回（朝または夕）

２．空き缶等ゴミの回収方法
（１）指定管理者指定の集積室にて回収を行う。
（２）各ゴミ箱から集積室までの搬出は指定管理者が行う。
（３）回収回数
・繁忙期（ＧＷ・お盆期間等※）　１日２回以上
・多忙期（7/20～8/31　お盆除く）週２回以上
・通常期（上記の期間以外）　　週１回以上

３．故障等トラブル発生時の対応
（１）トラブル発生時の対応
１次対応　商品・釣り銭が出ない、違う商品が出た、商品が出ずお金の返却も出来ない場合等は、お客様をお待たせすることなく、時間を空けず速やかに金銭の返却や謝罪及び、状況確認の聞き取りをする。
２次対応　指定管理者が金銭の立て替えを行っていれば返金、自動販売機の釣り銭・商品の状況確認及び故障等の修理を実施。
（２）トラブル発生時の１次対応は５分以内で行う。
（３）トラブル発生時の２次対応は原則として指定管理者からの連絡があった翌日の営業時間内に対応する。
（４）指定管理者と協議し、トラブル発生時においてさらに迅速な対応を行うための提案を行うこと。

４．館内環境に配慮した自動販売機（本体・ゴミ箱・転倒防止板）のデザイン・色
デザイン・色は指定管理者と協議のうえ決定すること。

５．商品バリエーション
指定管理者と事前に協議を行い、施設利用者のニーズに対応した種類（お茶、清涼飲料、コーヒー、その他飲料のほか、カップ麺等のインスタント食品、パン類や菓子類）を揃えること。また、季節を考慮してホット商品、コールド商品の選定を行うこと。